

(証券コード：5858)
2023年6月5日
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

大阪府八尾市山賀町六丁目 82 番地 2

株式会社 S T G

代表取締役社長 佐藤 輝明

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第41回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

- ・当社ウェブサイト <https://www.stgroup.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Sho>



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午後2時30分
2. 場 所 大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
当社大阪本社2階会議室
3. 目的事項
報告事項 第41期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - また、議事資料として本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、ウクライナ紛争の長期化、資源エネルギー価格の高騰、半導体の供給不安、インフレ率の上昇、欧米における金利上昇等、依然として不透明な状況にあります。わが国においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が緩和され、社会活動の正常化に向けた動きがみられていますが、一方で、世界経済の混迷、円安や人手不足などによるコスト増加など、国内における経済の見通しも依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、従業員の新型コロナウイルス感染リスクの低減と安全確保を図りながら事業活動を行い、安定した製品供給に全力を尽くしてまいりました。また、2021年3月31日付で、STX PRECISION (JB) SDN. BHD. (マレーシア)の株式を取得し、連結子会社としたことによる影響の通年化による業績寄与はあったものの、ウクライナ紛争や半導体不足などにより一部顧客に減産などの動きがありました。

当社グループとしましては、世界のマグネシウム需要が急増期に入っており、受注は順調に推移しておりますことから、引き続き設備投資を積極的に行い、業容の拡大に努めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,684百万円(前年同期比33.8%増)、営業利益は196百万円(同124.6%増)、経常利益は285百万円(同82.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は191百万円(同116.6%増)となりました。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は284百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成及び取得した主要な設備

静岡工場	ダイカストマシン	68,600千円
静岡工場	マシニングセンタ	11,819千円
タイ工場	マシニングセンタ	90,472千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、設備資金として、長期借入金40百万円の調達を行いました。また、当社の子会社であるSANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDは、設備資金として、日本政策金融公庫から98百万円(750千米ドル)の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

①資金調達の多様化

当社の資金調達は、現在、特定投資家などからの出資及び金融機関からの借入に限定されております。電気自動車等に代表される軽量化の波が大きく、当社の主力製品であるマグネシウムダイカストへの需要が盛り上がりを見せていることから、引き続き、積極的に設備投資を行ってまいりたいと考えております。このため、資金調達の多様化を早急に図ることは今後の成長戦略を描くうえで、喫緊の課題であります。

②社会的信用・知名度の向上

当社グループは最終製品を製造するメーカーから見て、2次下請けになることが多々あります。国内でマグネシウムダイカストを扱うメーカーが非常に少数であるため、技術的にマグネシウムダイカストを利用したいメーカーはたくさんあると思われませんが、信用力の面で一中小企業であることが障壁になっていることがないとは言えない状態です。

③優秀な人材の確保

企業の成長には、人材は必須です。しかしながら、中小企業を取り巻く採用環境は非常に厳しいものがあります。ものづくりをしたいと考えていただける人材に、当社グループを知っていただきたいという想いが強くあります。

④経営基盤の充実強化

経営基盤の充実強化には、ヒト・モノ・カネが欠かせません。また、コーポレート・ガバナンスが十分に機能している組織、ステークホルダーに対する充実した情報開示、コンプライアンスを徹底的に意識した経営など、当然にあるべき姿が根付くための体制の充実・持続を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 38 期 (2020年 3 月期)	第 39 期 (2021年 3 月期)	第 40 期 (2022年 3 月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高	2,446,387 千円	1,980,483 千円	3,501,336 千円	4,684,489 千円
経 常 利 益 又は経常損失(△)	188,262 千円	△43,418 千円	156,024 千円	285,008 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	159,545 千円	75,017 千円	88,439 千円	191,523 千円
1 株当たり当期純利益	194.47 円	89.48 円	106.54 円	231.53 円
総 資 産 額	1,887,254 千円	4,259,874 千円	4,140,583 千円	5,078,192 千円
純 資 産 額	826,111 千円	845,031 千円	913,150 千円	1,235,213 千円
1 株当たり純資産額	985.34 円	1,007.91 円	1,103.91 円	1,493.00 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第40期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
三輝特殊技研(香港)有限公司	2,392,000 HKD	100 %	各種金属製品販売
深圳市参輝精密五金有限公司	8,000,000 RMB	三輝特殊技研(香港)有限公司の100%子会社	各種金属製品製造販売
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	70,000,000 THB	70 % (5 %)	マグネシウム成型品の製造販売
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	12,730,000 MYR	100 %	アルミニウム成型品の製造販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資比率を内数で記載しています。

(7) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
マグネシウム成型品及びアルミニウム成型品の製造販売等	高付加価値カメラ部品、プロジェクター部品、自動車部品、監視カメラ部品等

(8) 主要な事業所

	名 称	所 在 地
生産拠点	大阪工場	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
	静岡工場	静岡県伊豆市上船原1400番地1
	中国工場	深圳市宝安区松岗街道燕川社区第二工业区牛角路第8栋厂房101
	タイ工場	113/4 Moo4, Nakhon Luang Industrial Estate, Tambol Bangphrakru, Amphur Nakhonlung, Ayutthaya 13260, Thailand.
	マレーシア工場	Lot 153 (No. 17A), Jalan Angkasa Mas 6, Kawasan Perindustrian Tebrau II, 81100 Johor Bahru, Malaysia.
営業拠点	香港	中国香港灣仔軒尼詩道288號英皇集團中心6樓604室

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数 (名)	前連結会計年度末増減 (名)
605	△77

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
53	△4	45.2	11.1

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	744,070 千円
株式会社日本政策金融公庫	566,010
株式会社池田泉州銀行	339,175
株式会社関西みらい銀行	133,530
株式会社南都銀行	100,000
株式会社山陰合同銀行	25,843

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,047,200株
(2) 発行済株式の総数 827,200株 (自己株式11,200株を除く)
(3) 株主数 39名
(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
佐藤 輝明	264,000	31.91
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業 有限責任組合	119,300	14.42
佐藤 武幸	77,800	9.40
三菱UFJキャピタル株式会社	70,000	8.46
兼光 喜彦	40,000	4.83
ごうぎんキャピタル3号投資事業有限責任組合	40,000	4.83
森田 泰成	34,000	4.11
KSP 3号B投資事業組合	26,100	3.15
KSP 4号投資事業有限責任組合	20,000	2.41
株式会社エコリング	15,400	1.86

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(11,200株)を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2023年3月31日現在）

（1）会社役員が有する新株予約権のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

① 第1回新株予約権

・新株予約権の数

510個

・目的となる株式の種類及び数

普通株式 51,000株（新株予約権1個につき 100株）

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（1,800円）	2018年4月2日 ～2026年4月1日	200個	2名

（2）当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 輝明	代表取締役社長	・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
森田 泰成	専務取締役 製造本部長	・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
林 忠徳	常務取締役	・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
白井 芳弘	常務取締役 管理本部長	・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
佐々木 智一	取締役	・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 ・一般社団法人京都試作ネット 代表理事
鈴木 昭彦	取締役	・株式会社ネクストン 代表取締役 ・株式会社フォルテック 代表取締役 ・一般社団法人コンピューターソフトウェア倫理機構 理事長 ・株式会社五健堂 社外監査役 ・株式会社エスコポレーション 代表取締役

平井 洋行	常勤監査役	・大阪府労働委員会使用者委員
大貫 篤志	監査役	・公認会計士大貫篤志事務所 ・税理士法人E&M 代表社員 ・株式会社大空 代表取締役 ・株式会社NP T 取締役兼執行役員C F O
高安 錬太郎	監査役	・株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 ・iRiek.株式会社 代表取締役 ・税理士法人Wells Accounting 代表社員 ・株式会社シキノハイテック 取締役 ・株式会社ギークピクチュアズ 監査役 ・株式会社テックオーシャン 監査役

- (注) 1. 取締役 佐々木智一及び取締役 鈴木昭彦は、社外取締役であります。
2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社間に特別な関係はありません。
3. 監査役 平井洋行、監査役 大貫篤志及び監査役 高安錬太郎は、社外監査役であります。
4. 上記社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社間に特別な関係はありません。
5. 監査役 大貫篤志及び監査役 高安錬太郎、両氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当社は2022年6月8日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬に関する内規に基づき、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬、業績連動賞与により構成しております。

② 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案し

て決定するものとします。基本報酬は、役員報酬に関する内規に基づき、取締役の個人別の報酬等については取締役会にて決定し、固定報酬として毎月金銭により支給するものとしております。

③ 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針)

業績連動賞与について、報酬総額の限度内で、前年の連結税引前当期純利益を基準に、一定の乗率を設けて算定した額を総額とし、当該期間の各役員の実績への寄与度を斟酌して按分を行い、その総額を取締役会にて決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。

なお、前年の連結税引前当期純利益を算定基礎とした理由は、業務執行の成果を測る上で、当該指標が適切であると判断したからです。

④ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の実額の決定については、取締役会で定めた役員報酬に関する内規に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額の配分としております。

取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等 (賞与)	
取締役 (うち社外取締役)	55,873 (2,200)	47,800 (2,200)	8,073 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	69,073 (15,400)	61,000 (15,400)	8,073 (-)	9 (5)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。(使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。) 当該定時株主総会終結時の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)であります。

3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 智一	当事業年度開催の取締役会には、17回のうち16回出席し、素材・加工材料等の大手卸売企業での経験及び経営者としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	鈴木 昭彦	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回出席し、ITビジネスでの豊富な企業経営経験及び経営者としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	平井 洋行	当事業年度開催の取締役会には、17回のうち17回出席し、監査役会13回のうち13回出席し、豊富な企業経営経験及び大阪府労働委員会の委員として、人事・労務に関する豊富な知見から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	大貫 篤志	当事業年度開催の取締役会には、17回のうち17回出席し、監査役会13回のうち13回出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	高安 鍊太郎	当事業年度開催の取締役会には、17回のうち17回出席し、監査役会13回のうち13回出席し、公認会計士としての専門的見地に加え、証券会社での勤務時に蓄積されたコーポレートガバナンスやコンプライアンスなどの幅広い知見をもとに発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 25,700千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,287千円

③ 会計監査人の報酬に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績を監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち海外子会社3社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームの監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、連結決算体制整備に関する助言業務についての対価を支払っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立

ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

- b. 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- c. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努めるとともに、コンプライアンス推進委員会などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。また、大阪府企業防衛連合協議会に加盟していることから、大阪府企業防衛連合協議会が開催する会議等に参加し、反社会的勢力に対する取組みや対策等の情報収集を行う。
- d. 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
- e. 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- f. 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a. 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- b. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- c. 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。

- b. 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
 - c. 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
 - b. 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
 - c. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
 - d. 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
 - e. 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
 - f. 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - b. 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - c. 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。
 - d. 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
 - e. 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

- b. 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
- b. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- c. 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
- b. 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役3名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役は監査役会を原則毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査員との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。

また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,791,892	流動負債	2,323,564
現金及び預金	900,024	買掛金	456,971
受取手形	5,486	短期借入金	973,926
売掛金	891,594	1年内返済予定の長期借入金	516,221
電子記録債権	49,896	未払金	208,202
製品	135,632	未払法人税等	16,790
仕掛品	378,080	賞与引当金	15,000
原材料及び貯蔵品	244,159	その他	136,451
その他	224,526		
貸倒引当金	△37,508	固定負債	1,519,413
固定資産	2,286,299	長期借入金	1,237,775
有形固定資産	1,890,365	繰延税金負債	118,999
建物及び構築物	506,134	退職給付に係る負債	49,163
機械装置及び運搬具	1,083,635	その他	113,474
土地	16,601	負債合計	3,842,978
建設仮勘定	23,075		
その他	260,917	(純資産の部)	
無形固定資産	239,701	株主資本	1,076,060
借地権	217,018	資本金	195,062
その他	22,683	資本剰余金	124,475
投資その他の資産	156,233	利益剰余金	792,922
投資有価証券	114,980	自己株式	△36,400
差入保証金	11,385	その他の包括利益累計額	158,952
繰延税金資産	21,017	その他有価証券評価差額金	△7,007
その他	8,848	為替換算調整勘定	165,959
		新株予約権	200
資産合計	5,078,192	純資産合計	1,235,213
		負債・純資産合計	5,078,192

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,684,489
売上原価	3,658,293
売上総利益	1,026,196
販売費及び一般管理費	829,882
営業利益	196,313
営業外収益	
受取利息	1,681
受取配当金	430
為替差益	38,664
補助金収入	30,000
保険解約益	44,026
その他	14,639
営業外費用	
支払利息	37,538
その他	3,208
経常利益	285,008
特別損失	
固定資産除却損	4,689
臨時休業関連損失	3,574
税金等調整前当期純利益	276,744
法人税、住民税及び事業税	34,231
法人税等調整額	50,989
当期純利益	191,523
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	191,523

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	195,062	124,475	613,807	△36,400	896,945
当期変動額					
剰余金の配当			△12,408		△12,408
親会社株主に帰属する 当期純利益			191,523		191,523
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	179,115	－	179,115
当期末残高	195,062	124,475	792,922	△36,400	1,076,060

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△2,521	18,726	16,205	－	913,150
当期変動額					
剰余金の配当					△12,408
親会社株主に帰属する 当期純利益					191,523
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,486	147,233	142,746	200	142,946
当期変動額合計	△4,486	147,233	142,746	200	322,062
当期末残高	△7,007	165,959	158,952	200	1,235,213

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社4社すべてを連結しております。

連結子会社の名称

三輝特殊技研(香港)有限公司

深圳市参輝精密五金有限公司

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

STX PRECISION (JB) SDN. BHD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、連結決算日との差異が3ヵ月を超えない子会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。なお、決算日の翌日から連結決算日まで生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は、主として定率法、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。ただし、当社は、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～13年

② 無形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

借地権 50年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に金属部品鋳造及び加工事業を行っており、顧客との契約から生じる収益に関する当該事業における主な履行義務は金属部品の製造及び販売又は金属部品の加工であります。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、顧客に製品を引き渡した時点であり、当該時点で収益を認識しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 21,017千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び

税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	688千円
-----------	-------

2. 当座貸越契約

当社及び連結子会社2社（SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED、STX PRECISION (JB) SDN. BHD.）は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	594,120千円
借入実行残高	489,050
<u>差引額</u>	<u>105,070</u>

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建物	404,237千円
借地権	217,018
<u>計</u>	<u>621,255</u>

短期借入金	128,815千円
1年内返済予定の長期借入金	1,658
<u>計</u>	<u>130,474</u>

4. 有形固定資産の減価償却累計額 2,639,748千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 838,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,408	15	2022年3月31日	2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	20,680	25	2023年3月31日	2023年6月28日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 51,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入により調達しております。資金運用については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。借入は、主に設備投資及び借換に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループは、営業債権については、管理本部経理課が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、各拠点と連絡を取り、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当社グループは、社内の各部署からの情報に基づき、経営企画課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	900,024	900,024	—
(2) 受取手形	5,486	5,486	—
(3) 売掛金	891,594	891,594	—
(4) 電子記録債権	49,896	49,896	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	114,980	114,980	—
資産計	1,961,982	1,961,982	—
(1) 買掛金	456,971	456,971	—
(2) 未払金	208,202	208,202	—
(3) 短期借入金	973,926	973,926	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金を含む）	1,753,997	1,781,950	27,953
負債計	3,393,097	3,421,051	27,953

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価を算定しているもののうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	48,629	—	—	48,629
国債・地方債等	66,351	—	—	66,351
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	—	—	—
資産計	114,980	—	—	114,980
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	5,486	—	5,486
売掛金	—	891,594	—	891,594
電子記録債権	—	49,896	—	49,896
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	—	946,977	—	946,977
買掛金	—	456,971	—	456,971
未払金	—	208,202	—	208,202
短期借入金	—	973,926	—	973,926
長期借入金	—	1,753,997	—	1,753,997
負債計	—	3,393,096	—	3,393,096

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	金属部品鑄造及び加工事業	
地域別		
日本	1,031,140	1,031,140
中国	1,201,397	1,201,397
タイ	681,345	681,345
マレーシア	1,770,605	1,770,605
顧客との契約から生じる収益	4,684,489	4,684,489
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	4,684,489	4,684,489

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載はしていません。

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業において財又はサービスの提供を行っており、完成した財又はサービスを顧客に供給することを履行義務としております。原則として財又はサービスの納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に値する対価は、履行義務を充足後おおむね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産および契約負債の残高が存在していません。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に記載した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,493円00銭
1株当たり当期純利益	231円53銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,130,651	流動負債	1,412,191
現金及び預金	274,633	買掛金	158,120
受取手形	5,486	短期借入金	859,926
電子記録債権	49,896	1年内返済予定の長期借入金	311,611
売掛金	238,530	リース債務	14,036
製品	62,677	未払金	21,048
仕掛品	57,307	未払費用	13,550
原材料及び貯蔵品	27,393	未払法人税等	16,790
関係会社短期貸付金	375,245	賞与引当金	15,000
その他	39,480	その他	2,107
固定資産	1,599,896	固定負債	818,053
有形固定資産	334,551	長期借入金	737,091
建築物	48,875	リース債務	67,563
構築物	183	退職給付引当金	13,398
機械及び装置	171,186		
車両運搬具	581	負債合計	2,230,244
工具、器具及び備品	2,787		
土地	16,601	(純資産の部)	
リース資産	71,589	株主資本	507,110
建設仮勘定	22,747	資本金	195,062
無形固定資産	16,582	資本剰余金	124,475
		資本準備金	124,475
投資その他の資産	1,248,762	利益剰余金	223,972
投資有価証券	114,980	その他利益剰余金	223,972
関係会社株式	783,116	固定資産圧縮積立金	2,747
関係会社長期貸付金	494,146	繰越利益剰余金	221,225
差入保証金	11,385	自己株式	△36,400
繰延税金資産	2,229	評価・換算差額等	△7,007
その他	5,349	その他有価証券評価差額金	△7,007
貸倒引当金	△162,446	新株予約権	200
		純資産合計	500,303
資産合計	2,730,548	負債・純資産合計	2,730,548

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,210,488
売 上 原 価		790,002
売 上 総 利 益		420,486
販売費及び一般管理費		453,478
営 業 損 失		32,992
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13,434	
受 取 配 当 金	80,430	
為 替 差 益	11,257	
補 助 金 収 入	30,000	
保 険 解 約 益	44,026	
固 定 資 産 賃 貸 収 入	11,442	
そ の 他	6,330	196,921
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,247	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	94,848	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	19,883	
そ の 他	1,599	139,578
経 常 利 益		24,350
税 引 前 当 期 純 利 益		24,350
法人税、住民税及び事業税	25,243	
法 人 税 等 調 整 額	15,269	40,513
当 期 純 損 失		16,162

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金		
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	195,062	124,475	124,475	3,433	249,109	252,543
当期変動額						
剰余金の配当					△12,408	△12,408
固定資産圧縮積立金の取崩				△686	686	
当期純損失 (△)					△16,162	△16,162
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△686	△27,883	△28,570
当期末残高	195,062	124,475	124,475	2,747	221,225	223,972

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合計		
当期首残高	△36,400	535,680	△2,521	△2,521	—	533,159
当期変動額						
剰余金の配当		△12,408				△12,408
固定資産圧縮積立金の取崩						
当期純損失 (△)		△16,162				△16,162
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△4,486	△4,486	200	△4,285
当期変動額合計	—	△28,570	△4,486	△4,486	200	△32,855
当期末残高	△36,400	507,110	△7,007	△7,007	200	500,303

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～40年

機械及び装置 3～13年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に関わるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に金属部品鋳造及び加工事業を行っております。このような製品の販売については顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社は計算書類の作成にあたり、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出しております。当社の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,229千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、または実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期または負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,075,656千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY
LIMITED 495,424千円

STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 386,946千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 27,317千円

短期金銭債務 96,681千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 222,868千円

仕入高 292,641千円

営業取引以外の取引高 104,857千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 11,200株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金、長期貸付金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三輝特殊技研（香港）有限公司	所有 直接100%	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任	製品の仕入	39,281千円	買掛金	45,468千円
子会社	SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	所有 直接65% 間接5%	資金の貸付 債務保証 製品の仕入 役員の兼任	資金の貸付（注2） 利息の受取（注2） リース料の受取 債務保証（注4） 製品の仕入	343,110千円 9,704千円 11,442千円 495,424千円 253,359千円	短期貸付金 長期貸付金（注3） 未収入金 — — 買掛金	339,192千円 343,925千円 12,976千円 — — 51,213千円
子会社	STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付（注2） 利息の受取（注2） 債務保証（注4）	— 3,710千円 386,946千円	短期貸付金 長期貸付金 未収入金 —	36,053千円 150,221千円 4,446千円 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDに対する貸付金については、162,446千円の貸倒引当金を計上しております。
4. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED及びSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	604円57銭
1株当たり当期純損失	19円54銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

株 式 会 社 S T G
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社STGの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社STG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年 5月29日

株 式 会 社 S T G
取 締 役 会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾志都
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社STGの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類

等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

株式会社STG 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 平井 洋行 ㊟

監査役（社外監査役） 大貫 篤志 ㊟

監査役（社外監査役） 高安 錬太郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額 20,680,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役6名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 取締役 佐藤 輝明 (さとう てるあき) 1966年10月24日	2019年4月 株式会社日通商事入社 1994年4月 有限会社三輝ブラスト(現当社)入社 1999年6月 株式会社三輝ブラスト(現当社)取締役 就任 2006年5月 三輝特殊技研(香港)有限公司設立 同 社董事長(現任) 2007年4月 当社取締役専務 2009年4月 当社代表取締役社長(現任) 2011年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED設立 同社代表取締役(現任) 2021年4月 STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役 就任(現任) <重要な兼職の状況> ・三輝特殊技研(香港)有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役	264,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 取締役 森田 泰成 (もりた やすなり) 1971年3月27日	1993年4月 株式会社TOSEI※入社 2007年10月 株式会社TOSEI取締役 2009年3月 株式会社TOSEI専務取締役 2011年9月 SANKI EASTERN(THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役(現任) 2015年4月 当社専務取締役 2022年4月 当社専務取締役製造本部長(現任) ※株式会社TOSEIは2015年4月1日付で当社に吸収合 併 <重要な兼職の状況> ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役	34,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役 林 忠徳 (りん ちゅうとく) 1972年 7月 8日	1997年 4月 当社入社 2006年 6月 三輝特殊技研(香港)有限公司 工場長 2008年 4月 三輝特殊技研(香港)有限公司 総経理 2011年 9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役(現任) 2011年12月 深圳市参輝精密五金有限公司 代表人(現任) 2015年 4月 当社常務取締役(現任) 2016年 2月 三輝特殊技研(香港)有限公司 董事(現任) <重要な兼職の状況> ・三輝特殊技研(香港)有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役	7,000株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> 取締役 白井 芳弘 (しらい よしひろ) 1965年 9月 18日	1989年 4月 株式会社紀陽銀行 入行 2007年 1月 同行経営企画部部長代理 2012年 4月 同行熊取支店長 2013年 7月 同行羽倉崎一日根野連合店統括支店長 2014年10月 同行東京支店副支店長 2015年 4月 阪和信用保証株式会社へ出向 2017年 4月 当社へ出向 管理本部長 2018年 4月 当社へ転籍 管理本部長 2018年 6月 当社常務取締役管理本部長(現任) 2021年 4月 STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役 就任(現任) <重要な兼職の状況> ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役	—

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> 社外取締役 佐々木 智一 (ささき ともかず) 1972年 1月24日	1994年 4月 長瀬産業株式会社入社 2000年 4月 佐々木化学薬品株式会社入社 2006年10月 同社代表取締役 (現任) 2015年 6月 当社取締役 (現任) 2021年 7月 一般社団法人京都試作ネット 代表理事 (現任) <重要な兼職の状況> ・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 ・一般社団法人京都試作ネット 代表理事	—

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> 社外取締役 鈴木 昭彦 (すずき あきひこ) 1959年 7月 4日	1982年 4月 加賀電子株式会社入社 1988年 4月 同社関西営業所所長 1993年 2月 株式会社ネクストン設立 代表取締役 (現任) 2000年10月 株式会社フォルテック設立 代表取締役 (現任) 2003年 6月 一般社団法人コンピューターソフト ウェア倫理機構 理事長 (現任) 2018年 1月 株式会社五健堂 社外監査役 (現任) 2021年 8月 株式会社ネクストン分社により 株式会社エスコポーレーション設立 代表取締役 (現任) 2022年 6月 当社取締役 (現任) <重要な兼職の状況> ・株式会社ネクストン 代表取締役 ・株式会社フォルテック 代表取締役 ・一般社団法人コンピューターソフトウェア 倫理機構 理事長 ・株式会社五健堂 社外監査役 ・株式会社エスコポーレーション 代表取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割の概要及び取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- 佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社から独立した立場で当社経営

の助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

佐々木智一氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年であります。また、鈴木昭彦氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。

(3) 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について

当社は現在、佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役平井洋行氏及び大貫篤志氏は、任期満了となり、平井洋行氏は本総会終結の時をもって退任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 社外監査役 大貫 篤志 (おおぬき あつし) 1968年9月7日	1990年10月 有限責任監査法人トーマツ入社 2001年1月 株式会社TNPパートナーズ入社 2002年1月 公認会計士大貫篤志事務所(現任) 2003年1月 シコー株式会社出向同社取締役就任 2003年3月 株式会社日本スポーツビジョン 監査役就任 2004年3月 株式会社TNPパートナーズ退社 シコー株式会社常務取締役管理部長就任 2004年4月 上海思考電子有限公司董事就任 思考(電機)有限公司董事就任 思考電機(香港)有限公司董事 就任 2006年6月 株式会社ユビキタスAIコーポレーション 監査役就任 2009年9月 税理士法人E&M設立代表社員(現任) 2009年10月 株式会社茨木技研監査役就任 2010年9月 株式会社TNPパートナーズ監査役就任 2014年10月 株式会社ルネッサンス監査役就任 2018年4月 筑波精工株式会社社長室長就任 2018年4月 株式会社PM&C 代表取締役就任 2019年4月 当社監査役就任(現任) 2019年5月 Neoprecision therapeutics 株式会社 (現株式会社NPT) 監査役就任 2020年1月 株式会社芝浦パートナーズ 代表取締役就任 2020年12月 株式会社大空設立 代表取締役就任(現任) 2021年1月 株式会社NPT 取締役兼執行役員CFO就任(現任) <重要な兼職の状況> ・公認会計士大貫篤志事務所 ・税理士法人E&M 代表社員 ・株式会社大空 代表取締役 ・株式会社NPT 取締役兼執行役員CFO	—

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> 社外監査役 高橋 彰 (たかはし あきら) 1967年6月11日	1991年4月 大和証券株式会社入社 2017年2月 奥津公認会計士共同事務所 2001年8月 有限会社グリーン高橋園 取締役就任(現任) <重要な兼職の状況> ・有限会社グリーン高橋園 取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者大貫篤志氏及び高橋彰氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、期待される役割の概要及び監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

大貫篤志氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての高度な知識、知見に基づき、企業経営における会計の専門家としての立場から、客観的、中立的な監査機能の役割を期待できることから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

高橋彰氏を社外監査役候補者とした理由は、大和証券株式会社での勤務時に蓄積されたコーポレートガバナンスやコンプライアンスなどの幅広い知見を有し、客観的、中立的な監査機能の役割を期待できることから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

大貫篤志氏は、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年2ヵ月であります。

(3) 監査役との責任限定契約について

当社は現在、大貫篤志氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、法令が規定する額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また高橋彰氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 高橋彰氏が社外監査役に選任されますと常勤監査役となります。

以 上

「開催会場ご案内略図」



【開催会場】

(住所) 大阪府八尾市山賀町六丁目 82 番地 2 (電話番号) 072-928-0212

担当者：管理本部

【アクセス】

(バスをご利用の場合)

近鉄八尾駅より近鉄バスにて「西郡南口」下車 徒歩7分

(お車をご利用の場合)

近畿自動車道 八尾 I C (南行き/和歌山方面) より約10分

近畿自動車道 東大阪南 I C (北行き/門真方面) より約5分